

10月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

詳しくは
こちらから



衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査

選挙管理委員会事務局 ☎0422-29-9794

投票所入場整理券は、10月15日の公示日をめどに封書で世帯ごとに発送しています。

三鷹市で投票できる方

平成18年10月28日までに生まれた方で、令和6年7月14日以前に市に転入届出し、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。

最近、転居・転入・転出した方は、下表でご確認ください。

以前から三鷹市に住 所を有し、市内で転 居した方	10月8日以前に 転居届出	転居後の投票所で投票
	10月9日以降に 転居届出	転居前の投票所で投票
三鷹市に転入した方	7月14日以前に 転入届出	三鷹市で投票
	7月15日以降に 転入届出	三鷹市では投票不可(注1)
転出した方で、投票する日まで三鷹市 の選挙人名簿に登録されている方		三鷹市で投票(注2)
三鷹市の選挙人名簿に登録されている 方で、投票日までに転出する方		三鷹市で投票

(注1) 前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注2) 新住所地の選挙人名簿に登録された方は、三鷹市では投票できません。

選挙公報・審査広報をお届けします

10月23日(水)～25日(金)に各家庭へお届けする予定です。市政窓口やコミュニティセンターにも設置します。

投票所の場所が変わります

●第23区投票区投票所

野崎地区公会堂の改修工事に伴い、都営上連雀九丁目第2アパート集会所(上連雀9-28-1)へ変更します。

●対象者

上連雀9丁目、野崎1丁目12～24番、2丁目1～15・18・21番、井口2丁目1～12番にお住まいの方



投票の方法

●小選挙区の投票方法

あさぎ色 の投票用紙に候補者名を書いてください。

●比例代表の投票方法

ピンク色 の投票用紙に政党名またはその略称を書いてください。

●国民審査の投票方法

比例代表と同時に交付される **うぐいす色** の投票用紙に、審査の対象となる裁判官の氏名が印刷されています。辞めさせた方がよいと思う裁判官がいれば、その氏名の上の欄に×印を書いてください。辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かずに投票してください。

代理投票・点字投票/車いすなどの貸し出し

心身の状態などにより、自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」、目の不自由な方は「点字投票」が利用できます。また、車いすやコミュニケーションボードも用意しています。投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に投票所へ行けない方は期日前投票を利用できます。投票所入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」は、あらかじめ記入してお持ちください。

※10月25日(金)・26日(土)は大変混雑します。

第一期日前投票所

市役所第三庁舎

投票期間 10月16日(水)～26日午前8時30分～午後8時

第二期日前投票所

三鷹駅前コミュニティセンター(下連雀3-13-10)

投票期間 10月20日(日)～26日午前8時30分～午後8時

第三期日前投票所

東多世代交流センター(牟礼2-13-19)

投票期間 10月25・26日午前9時～午後5時

※三鷹駅前コミュニティセンターと東多世代交流センターは駐車場がありません。

滞在先での不在者投票

市外の滞在先での不在者投票を希望する方は、あらかじめ三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送付された投票用紙などを滞在先の選挙管理委員会へお持ちください。投票用紙などの請求書は市HPから入手できます。

病院などでの不在者投票

不在者投票指定施設の病院などに入院・入所している方で、投票日に投票所へ行くことが困難な方は、施設内で不在者投票をすることができます。投票を希望する方は各施設にお申し出ください。

東多世代交流センターを臨時休館します

10月25・26日は投票所として使用するため臨時休館します。また、期日前投票所を開設するため、10月23日・24日(水)は利用できない場所があります。

問同センター ☎0422-44-2150

10月27日はAIデマンド交通を臨時運行します

井の頭・西部エリアにお住まいの方は、バスやタクシーと併せて投票所への移動手段としてご利用ください。

利用方法などは
こちらから



水車と大沢の里の魅力を 発信するフォトウォーク



生涯学習課 ☎0422-29-9862

大沢の里や水車の撮影ポイントなどの基礎を学び、自由な感性で撮影した写真に、短文を添えて発表します。

回Aコース＝10月26日(土)午前9時30分～午後0時30分、Bコース＝11月9日(土)午前9時30分～午後0時30分、発表(A・B合同)＝12月8日(日)午後1時～4時(全2回。A・B同内容) 各コース10人 所大沢の里古民家(発表は教育センター)

講フォトグラファーで古道研究家の荻窪圭さん 物スマートフォンや一眼レフなどのデジタルカメラ 必要事項(7面参照)・希望コースを同課 申shogai@city.mitaka.lg.jpへ(申込多数の場合は抽選)

みんなの声をきかせて

子どもの権利について考えるワークショップ



問子ども家庭課 ☎0422-45-3031

『(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例』の策定に向けて、子どもたちの意見を反映するため、住民基本台帳から無作為に抽出した市内在住の小学1年生～18歳(開催日時点)の方2,000人に案内書を送付します。当日は人権について学び、話し合いや発表を行います。

日12月15日(日) ①午前10時～正午、②午後2時～4時

人①小学生20人、②中学生～18歳の方20人 所生涯学習センター

申案内書に記載